

商品名	
○リフォームプラン（無担保）【空き家解体費用を取り扱う場合の特例】	
保証会社名	○一般社団法人しんきん保証基金
ご利用いただける方	<p>○次の要件全てに該当する方</p> <p>①当金庫の営業地区内に居住または勤務している方</p> <p>②申込時の年齢が満20歳以上の方</p> <p>③安定継続した収入がある方</p> <p>④次のいずれにも該当しない方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方 ・ 租税を滞納して催促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・ 延滞債務のある方 ・ 手形交換所の取引停止処分があった方 ・ 信用を失墜した方 ・ 制限行為能力者である方 ・ 反社会的勢力 <p>⑤当金庫が貸付を実行して差し支えないと認められること</p> <p>⑥日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者</p> <p>⑦一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方</p>
お使いみち	<p>①空き家解体費用およびそれに伴う諸費用（建物解体後の滅失登記費用等を含む）</p> <p>※①は、申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可</p> <p>②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>【対象となる空き家の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込人またはその親族が所有する建物であること ・ 事業専用で使用していた建物でないこと
ご融資金額	○500万円以内
ご融資期間	○3ヵ月以上15年以内
ご融資利率	<p>○変動金利型：当金庫の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）を基準とする変動利率 年2.30%～年2.80%</p> <p>※パートナー協定等優遇金利 年0.50%以内の適用可</p>
貸付形式	○証書貸付
ご返済方法	<p>○毎月元利均等または元金均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヶ月以内）</p> <p>（6ヶ月ごとの増額返済も可能ですが、融資金額の50%以内かつ1万円単位となります）</p>
連帯保証人・担保	○不要
団体信用生命保険	任意 ※ご加入の場合：融資利率+年0.3%
保証料率	○年0.68%（毎月払方式）※ご融資利率に含まれます。
遅延損害金	○年14.60%
支払方法	<p>○工事契約先等に振込</p> <p>※保証金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは信用金庫の判断で振込</p>

商品名	○リフォームプラン（無担保）【空き家解体費用を取り扱う場合の特例】
	<p>しなくても可</p> <p>※支払済資金は除く</p>
必要書類	<p>○本人確認資料（写） 運転免許証表裏＜運転免許証を持していない場合は、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード表裏、運転経歴証明書表裏＞</p> <p>○年収確認書類（公的所得証明、源泉徴収票等の年収確認書類） ※100万円以内の場合は徴求不要</p> <p>○対象となる建物の全部事項証明書（申込日時点で発効日から3ヵ月以内のもの） ※お使いみち②の場合は徴求不要 ※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可 ※申込人と空き家所有者との続柄の確認は、当金庫による聴取メモで可</p> <p>○支払済資金の場合は、領収書、通帳等</p>
その他	<p>○ご利用にあたりましては、当金庫所定の審査がございます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○詳細については、当金庫の窓口・得意先担当者へお問合せください。</p>
保証対象と ならないもの	<p>○支払先が、申込人または配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業</p> <p>○支払先が、申込人の配偶者、親（配偶者の親を含む）、子</p>
苦情処理措置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0855-22-1851）にお申し出ください。</p>
紛争解決措置	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲介センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。</p>

日本海信用金庫